

後宮、崔会談及び去る5日実施

された日韓両国間会談の概況(注)

38. 7. 8
理. 外

1 後宮、崔会談の概要

来日中の韓国大統領使節外交担当顧問崔奎夏氏は、去る6月27日における大平外相との会談以後、後宮アジア局長と数回にわたり会談を行なった。この後宮、崔会談においては、日韓両国で懸案となっている全向題にフルに検討されているが、同会談においては、一般的事項について話し合われたにすぎず、現在までのところ、具体的進展はみられていないようである。

特に請求権問題で未合意のままとなっている2点(ODA債権の償還期間と有償返済協力の償還期間)については、同会談において韓国側から早急解決を強く勧誘されたが、外務省としては、沿革問題についての回答がつかず時期尚早であるとの見解を表明している。

また、次の2点について、同会談の経緯において、韓国側の意向が察知されたようである。

- (1) 韓国側は、交渉要結期のスケジュールとして
 - (a) 大平、金(外務部長官)会談を2回程度実施する。
(金長官は、去る24日帰京日、4、5日滞京の予定。)
 - (b) 9月末までに各懸案について大綱をまとめる。

(1) 11月末までに協定文書を作成する。

(2) 12月中旬に調印を終える。

を考えているようである。

外務省としては、上記スケジュールは、10月大統領選挙、11月国会議員選挙のスケジュールに合わせて作成したものと考えている。

(2) 4日実施された後高・国会議において、崔相模は、明5日実施予定の漁業問題専門家会議に言及し、漁業問題に対する韓国側の立場を次のように説明している。

明5日韓国側は、漁業問題についての第2次案を提案するが、この案は、極めてしつこい案である。しかも、この案は、韓国側にとっては、歴史的な意義を有する。従って、その案は、李ラインの撤回を要求するものである。この案が公表された場合、韓国政府は、韓国国民、とくに漁民から激しい批判を浴びることとなる。このような国内情勢上、第2次案は、しつこい線を示す必要はない。

2. 漁業問題専門家会議の概要

(1) 韓国側第2次提案

5日実施された漁業問題専門家会議において、韓国側は、漁業管理水域についての第2次案を提示した。

(1) 漁業管理水域は、基線(島と島を結ぶ線)から概ね

40哩とする。

(韓国側の説明) 韓国は漁業専管水域の決定に

ついては、国際法上の原則はなく、その国のその時々の条件に応じて決定されるべきものと考えている。

韓国としては、90万に及ぶ零細漁民をかかえているのであるから、上記決定にあつては、これらの漁民の生活権を最優先的に考えざるを得なかった。又

(ロ) 漁業専管水域の外側に、漁業資源の保存のための共同規制水域を設け、日韓双方に適用することとする。

(ハ) 漁業資源の調査、漁業問題に関連する日韓間の紛争処理のための合同委員会を設置することとする。

(2) 日本側の反論

日本側は、上記提案に対し、韓国側の漁業専管水域に関する提案は、日本側にとっては甚だしく明瞭外水である、(国際法上の原則がないという韓国側の主張は誤りであつて、国際法の多数説は、120哩(日本側提案と同じ)を支持している、と反論し、物別れに終わった。

3 漁業問題に関する外務省の見とかし

外務省は、上記2次提案が日本側提案と余りにもかけ離れたものであつたことを失望しているが、韓国側が、大統領選挙後の国会が原案に同意したための実績として日韓電線を最優先していることからみて、今後における韓国側の譲歩が期

大 蔵 省

侍でまなこにもないと踏んでおり、結局要結しうるが
の児とおしは、5分5分と観測している。